



平成30年度保育施設入所のご案内

保育施設とは

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）のことをいいます。保護者が仕事や病気などのため、お子さんを日中家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育するところです。

小学校入学の準備のため、集団生活を体験させるため、あるいは下の子どもの保育に手がかかるためということ等では入所の対象とはなりません。

支給認定とは

保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、「支給認定申請書」を提出していただき、利用のための「**保育の必要性の認定**」を受けていただきます。

認定条件	認定区分	利用時間	利用先
満3歳以上で、教育を希望	1号認定	教育標準時間	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
満3歳以上で保育を希望し、 保育が必要と認定された場合	2号認定	保育標準時間	保育所（園）
		保育短時間	認定こども園（保育所部分）
0～2歳で保育を希望し 保育が必要と認定された場合	3号認定	保育標準時間	保育所（園）
		保育短時間	認定こども園（保育所部分）

保育を必要とする事由

保育施設に入所できる児童は、保護者が次のいずれかの事情にあり、保育できない場合となります。

1. 就労している
2. 妊娠または出産（出産予定日前6週間～産後8週間）
3. 病気、負傷又は心身に障がいがある
4. 同居の親族等の介護や看護に常時あたっている
5. 災害（火災、風水害、地震等）の復旧にあたっている
6. 求職活動を継続的に行っている
7. 就学している（職業訓練校等を含む）
8. その他、上記に類する状態にあると市が認める場合

利用時間（保育の必要量）

- 1 「保育標準時間」・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日11時間の保育）
- 2 「保育短時間」・・・両親またはいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間（1日8時間の保育）

* 「保育標準時間」の保育利用は、1ヶ月あたり**実働120時間**程度（週あたり実働30時間程度の就労を、「保育短時間」の保育利用は**実働60時間以上**（月15日以上及び1日4時間以上）の就労を下限とします。（利用時間を超える利用希望がある場合は、延長保育料金が発生します。）

保育施設の利用者負担額（保育料）

毎月の利用者負担額は世帯の所得（市町村民税額等）により決定します。（9月に利用者負担額の切り替えがあります。）

※4月～8月までの利用者負担額は、前年度の市町村民税額に基づく保育料

※9月～翌年3月までの利用者負担額は、当年度の市町村民税額に基づく保育料

申し込みに必要な書類

- 1 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童1人に対して1枚必要です。）
- 2 保育施設利用申込書（児童1人に対して1枚必要です。）
- 3 保育の必要性を確認できる証明書等（下記の①～⑧のいずれかが必要です。）

※入所児童と同居している父・母・65歳未満の祖父母のそれぞれいずれかの書類を提出して下さい。

- ① 会社に就労している方・・・**就労（内定）証明書**
 - ・勤務先で証明を受け提出してください。（父母とも提出）
 - ・内容については勤務先に確認させていただく場合がございます。
- ② 自営業・農業の方・・・**自営業申立書**
- ③ 妊娠・出産の方・・・**母子健康手帳等の写し 又は 状況調査書**
- ④ 疾病、障がいのある方・・・**診断書 又は 状況調査書**
 - ・障がいのある方は身障者手帳、療育手帳、障害年金証書などの写しをお願いします。
- ⑤ 同居の親族等の介護や看護をされている方・・・**看護（介護）されている方の診断書 又は 状況調査書**
 - ・障がいのある方は身障者手帳、療育手帳、障害年金証書などの写しをお願いします。
- ⑥ 災害復旧にあっている方・・・**罹災証明書 又は 状況調査書**
- ⑦ 求職中の方・・・**就労確約書**
- ⑧ 就学中の方・・・**在学証明 又は 学生証の写し 及び時間割表の写し**

※自営業申立書、状況調査書につきましては、民生委員の確認が必要となります。

- 4 申請者の個人番号カード（又は通知カードと身分証明書、若しくは個人番号の記載された住民票の写し等と身分証明証）＊身分証明書：運転免許証など
- 5 保育所（園）等入所児童家庭状況調査書（1世帯につき1枚でかまいません。）
- 6 保育所（園）等の入所に関する確認票
- 7 保育料算定のための書類

- ① 平成30年4月～8月入所希望の方

→市外からの転入者（平成29年1月2日以降に小美玉市に転入された方）は、前住所地の市町村が発行する「平成29年度（平成28年分）住民税納税通知書、課税証明書又は非課税証明書」（父母の分 又は 生計の主宰者の分）を提出してください。

- ② 平成30年9月以降入所希望の方

→市外からの転入者（平成30年1月2日以降に小美玉市に転入された方）は、前住所地の市町村が発行する「平成30年度（平成29年分）住民税納税通知書、課税証明書又は非課税証明書」（父母の分 又は 生計の主宰者の分）を提出してください。

※保育料算定のための書類が未提出の方、課税状況が確認できない方については、保育料徴収基準額の最高階層での賦課となります。

8 提出書類チェック表

9 児童手当・特例給付に係る保育料等の徴収等に関する申出書

10 世帯全員の在留資格を証明する書類 ※ 在留カードの写し等（外国籍の方）

※「3 保育の必要性を確認できる証明書等」「5 保育所（園）等入所児童家庭状況調査書」につきましては、直近3ヶ月以内に、ごきょうだいの新規申込や現況届、認定変更申請等で提出しており、記載内容に変更がない方は省略できます。

書類の入手方法

- ・子ども福祉課（玉里総合支所内）、福祉事務所小川支所（小川総合支所内）、福祉事務所美野里支所（四季健康館内）に設置してあります。
- ・小美玉市ホームページからもダウンロードできます。

申し込みについて

申し込みに必要な書類を揃えて、下記窓口まで提出してください。

- ・子ども福祉課（玉里総合支所内）
- ・福祉事務所小川支所（小川総合支所内）
- ・福祉事務所美野里支所（四季健康館内）

※書類に不備がある場合、受付できないことがあります。

※受付は随時行います。ただし、空きがない場合は待機（空き待ち）となります。

※申し込み期限は入所希望日の前月10日（10日が土日祝日の場合は翌開庁日）となります。

例） 5月1日から入所希望の場合は前月4月10日までに申し込みをお願いします。

※申し込み後、記載事項（住所、電話番号、世帯状況、就労先等）に変更があった場合は必ず窓口
に届出をお願いします。

※希望先が認定こども園の場合、利用希望施設へ直接申し込みとなりますので施設へ確認をお願いします。

※平成30年4月1日入所希望につきましては申し込み件数が多いため、期日を指定して受付を行います。【一次受付期間】：平成29年11月6日（月）～平成29年11月22日（水）

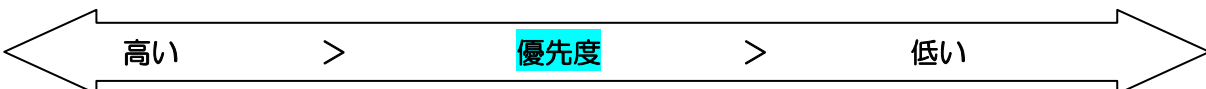
【二次受付期間】：平成29年11月24日（金）～平成30年2月9日（金）

*土、日、祝日の受付は行っておりません。

※市外保育施設をご希望の場合は、申込期限や申込書類が上記と異なりますので、子ども福祉課までご連絡ください。

保育の利用調整（優先利用）

利用希望が多く、入所希望者全員の受け入れができない場合、利用調整を行います。世帯の状況などを考慮し、保育の必要度の高い児童から優先的に入所することとなります。（下記がその一例）



世帯状況 児童の両親不在 > ひとり親世帯 > 保育できる親族がいる

就労状況 常勤の就労者 > パート就労者 > 就労予定者 > 求職活動中

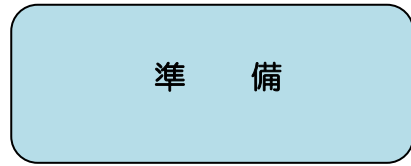
保育施設に入所してから

- ・保育料は、入所月から毎月25日に当月分を口座振替により納入いただきます。引き落としできなかった月の保育料は、再度の引き落としはありませんので、納付書により金融機関等へ直接納付していただくことになります。
- ・次のような場合は、子ども福祉課まで届出てください。
 - ① 居住地などの変更（転出・転居、1か月以上の出国、帰国、電話番号の変更など）
 - ② 家庭内での保育が可能となったとき（退職、育児休暇の取得など）
 - ③ 世帯の状況が変わったとき（保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など）
 - ④ 就労状況が変わったとき（就労先、就労形態の変更など）
 - ⑤ 保育料決定後に、申告・修正申告により税額が変更になったとき

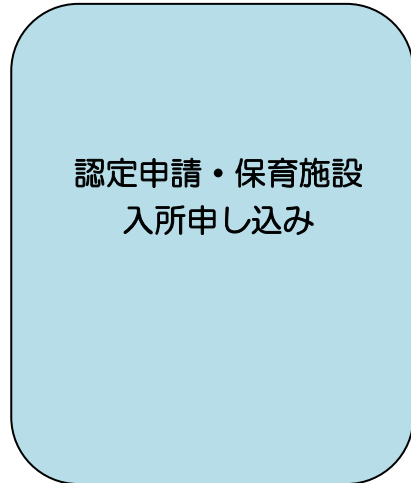
利用者負担額の滞納について

・利用者負担額（保育料）は、保育施設を運営するための経費の一部として、保護者の皆様の所得状況に応じ公平に負担していただいております。そのため、事情を考慮できる正当な理由なく利用者負担額を滞納された場合は、児童福祉法第56条7項に基づき、滞納処分（差押え）の対象となります。

申請から保育施設等へ入所までの流れ



●申し込み書類は、子ども福祉課と福祉事務所美野里支所（四季健康館）、福祉事務所小川支所（小川総合支所）で配布します。（継続の方は、保育所(園)でも配布します。）



●子ども福祉課と福祉事務所美野里支所（四季健康館）、福祉事務所小川支所（小川総合支所）で受付を行います。

<受付期間>

【平成30年4月入所 一次受付】

平成29年11月6日（月）～平成29年11月22日（水）

【平成30年4月入所 二次受付】

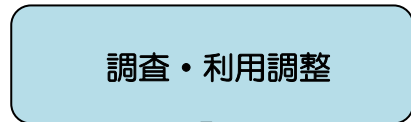
平成29年11月24日（金）～平成30年2月9日（金）

【5月以降入所】

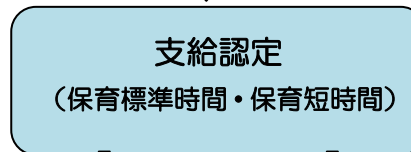
入所希望前月の10日まで

※書類不備の場合、利用調整時に不利になることや、受付できない場合があります。

※虚偽の申請があった場合、認定が取消しになります。



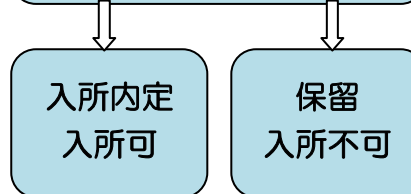
●申請書類、又必要に応じ電話・訪問等で調査・確認し保育認定を行います。その上で、保護者の希望先を基に利用調整を行い、保育の必要性の高い児童から入所をあっせんします。



●入所の可・不可にかかわらず、結果を次の時期に郵送で通知します。

・4月入所：一次受付分は2月上旬頃、二次受付分は3月上旬頃

・5月以降：入所希望前月の20日頃 予定

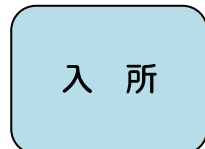
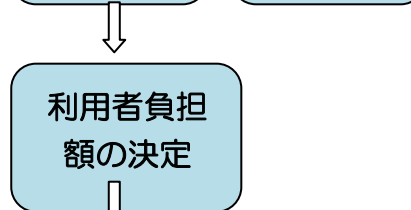


●入所保留の場合

※平成31年3月までは、希望する施設に欠員が出るたびに月1回利用調整を行い、入所可能な場合のみ通知します。

※申請書の有効期限：平成31年3月末

（平成31年4月以降の利用には改めて申し込みが必要）



【質 問】

Q. 支給認定申請をしないとどうなりますか？

A. 幼稚園・保育園、認定こども園などを利用する必要があるかわからないため、園の利用ができないことがあります。幼稚園・保育園、認定こども園を利用する場合は必ず申請してください。

Q. 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？

A. 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育園などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。

保育園などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育園の利用の状況を見て、市が認定を維持するか変更するかを決めていきます。

Q. 現在、保育園・認定こども園（2号・3号）に在園中の場合の認定手続きはどうなりますか？

A. 現在、保育園・認定こども園（2号・3号）に在園中のお子さんも、毎年現況届を提出していただき認定内容の確認を行います。

Q. 支給認定証が送られてきましたが、認定期間が途中で切れてしまいます。どうしてですか？

A. 0歳～2歳で保育の必要がある方については3号認定の認定証を送付しますが、3号認定の期間は、満3歳の誕生日をむかえる前々日までになります。それ以降については、2号認定（3歳以上で保育が必要な方）の認定証を新たに誕生月に送付します。なお、認定期間が切れた認定証については返却となります。

Q. 保育園は申込をすれば入園できますか？

A. 提出された書類により保育を必要とする状況を確認させていただき、入園条件に該当すれば入園は可能になります。ただし、児童の年齢や家庭状況によって入園の承諾を行いますので、ご希望の保育園の空き状況等によってはご希望に添えない場合がありますので、希望保育園を多くする等、入園できる可能性を高くする方法をご検討ください。市でも必要性の高いお子さんから順次適切な利用調整をおこないます。

Q. 入園申込書には、必ず希望保育園を第3希望まで記入しなければなりませんか？

A. 必ずしも記入が必要とは限りませんが、希望保育園の記入が多ければ、入園判定の幅が広がりますので、入園できる可能性はあがります。

Q. 希望保育園を第1希望だけにした場合、優先されますか？

A. 希望保育園を1ヶ所に限定しても、それを理由に優先的な取り扱いはいたしません。

Q. 早めに申込をすれば優先されますか？

A. 就労状況・世帯状況等を考慮し保育の必要度の高い方から入所となりますので、申込順で優先されることはありません。

Q. きょうだい同時の申込の場合、提出書類はそれぞれ人数分必要ですか？

A. 利用申込書・支給認定申請のみ個別で記入してください。

Q. きょうだいがすでに在籍している保育園に申込をする場合、優先されますか？

A. すでに保育園に在籍しているきょうだいがいる場合、利便性等ある程度の考慮をした上で利用調整をしますが、必ずしもご希望に添えるとは限りません。

Q. 転園は可能ですか？

A. 希望先の保育園の受け入れ態勢や空き状況によって利用調整のうえ決まります。

Q. 保育園の申込をしたいのですが、現在仕事を探しているところです。仕事をしていないと申し込みはできませんか？

A. 申込の段階で就労していなくても「就労確約書（求職活動）」により申し込みができます。ただし、入所決定後90日以内に就労を開始し、就労証明書の提出が必要になります。

Q. ①申込を取下げたい場合、②決定した入所を辞退したい場合、それぞれ必要な手続きはありますか？

A. ①申込を取下げられる場合には「保育所取下届」、②辞退する場合には「保育所辞退届」の提出が必要となります。なお、取下・辞退後に再度保育園を希望される場合には、改めて書類の提出が必要となります。

Q. 保育園の申込をしましたが、希望月に入所できませんでした。引き続き同じ保育園を希望したいのですが、再度申込書を提出する必要がありますか？

A. 希望月以降も年度内は引き続き利用調整いたしますので、毎月申込書を提出する必要はありません。ただし、入所が決まらないまま新年度の受付期間が始まり、新年度も引き続き入所を希望する場合は、新年度分として新たな申込が必要となります。

Q. ①小美玉市に住んでいない（住民登録がない）が、小美玉市内にある保育施設を利用したい場合、②小美玉市内に住んでいる（住民登録がある）が、他市町村にある保育施設を利用したい場合、それぞれ手続きはどのようになりますか？

A. ①の場合は、住んでいる（住民登録がある）市町村の窓口（市町村指定の様式）で申請していただきます。小美玉市での申請手続きの締切日は入所希望月の前月10日となりますので、申込される場合には、お早めにお住まいの市町村で手続きをお願いいたします。②の場合は、小美玉市での申請となります。市町村によって毎月の締切日が異なりますので、事前に利用希望施設がある市町村への確認をお願いいたします。受付期間を過ぎますと、選考から外れてしまうことがありますのでご注意ください。

Q. 小美玉市外へ転出します。必要な手続きはありますか？

A. 転出する場合には、「保育所退所届」の提出が必要となります。また、転出後も在園中の保育園を継続して利用希望する場合は、改めて転出先での申し込みが必要となりますので、必ず手続きをお願いいたします。手続きをしない場合、保育園に通えなくなることもありますのでご注意ください。

Q. 保育料はいくらになりますか？

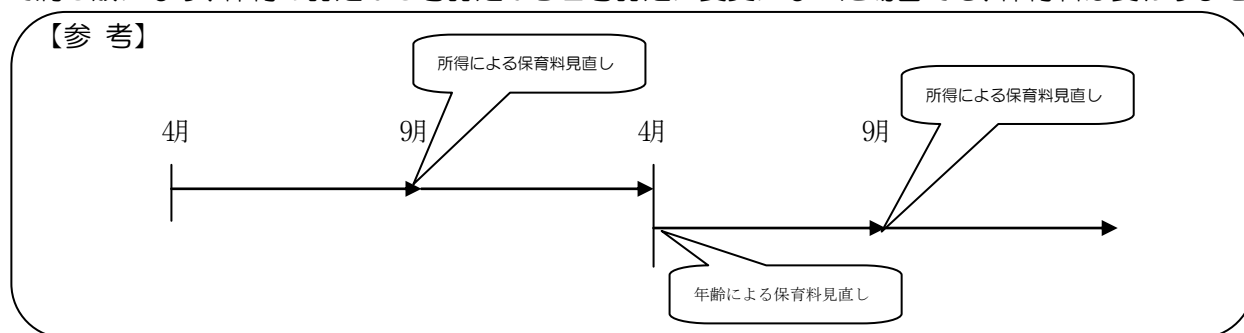
A. 保育料（利用者負担）は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることになっており、父母（保護者）の所得（市民税所得割額）などに応じて決定します。父母の所得が少なく、父母以外の親族が家計の主宰者になっている場合、家計の主宰者の所得などに応じて決定されます。

Q. 前年より保育料が高くなったのですが？

A. 上記のとおり、保育料は、市民税所得割額を算定基準として決定します。所得の状況による算定は、住民税が確定し、確認可能になる毎年9月に行います。9月以降に保育料が高くなった場合、所得の増加や所得控除額の減少、軽減の適用がなくなるなどの原因が考えられますので、確認してください。また、所得の減少により祖父母等の家計の主宰者の所得で算定されている場合もあります。

Q. 年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定になりましたが、保育料は変更になりますか？

A. 保育料の年齢による算定は、入所年度の4月1日現在のお子さんの年齢で計算するため、年度途中で満3歳になり、保育の認定が3号認定から2号認定に変更になった場合でも、保育料は変わりません。



Q. きょうだいで申込を希望していますが、保育料は安くなりますか？

A. 同一世帯から保育所・幼稚園・認定こども園等に2人以上入所している場合には、2人目は半額、3人目は無料となります。

Q. ひとり親家庭の保育料はいくらになりますか？

A. ひとり親のみで生活している場合は、父もしくは母のみの市民税所得割額等の状況に基づき算定します。祖父母等の親族と同居している（同一敷地内を含む）ひとり親家庭の場合で、父もしくは母の所得が少ない場合は、家計の主宰者の市民税を算定基準とすることがあります。

小美玉市福祉部 子ども福祉課

<http://www.city.omitama.lg.jp>

〒311-3495

茨城県小美玉市上玉里1122

TEL 0299-48-1111(内線 3229、3239)